

金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務仕様書

1. 事業名

金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務

2. 目的

- (1) 市民をはじめ、より多くの利用を促進するための都市内交通の充実
- (2) 来街者の観光需要に配慮した、まちなか回遊性向上のためのさらなる二次交通の充実
- (3) 鉄道・バス等と連携した公共交通ネットワークの強化
- (4) 市民や来街者に金沢のまちなかの歴史・文化などの「ほんもの」の魅力を知ってもらうためのツールとなる

3. 基本方針

(1) 対象者

来街者と市民のバランスの良い利用を目指すものとする。

(2) 対象エリア

既存エリアである中心市街地とその周辺及び重要な交通結節点のほか、居住誘導区域のうち、鉄道・バスと組み合わせた利用促進が見込まれる場所に新規エリアを設定。

(3) 運営方式

事業の運営は、運営事業者（以下「事業者」という。）が行うものとし、金沢市は実施主体として、サイクルポート用地の確保並びに施設・機器整備及び運営等について一定の負担を行う、公設民営の運営形態とする。

4. 事業期間

協定締結日から令和12年3月31日まで

営業期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの60ヵ月（予定）

ただし3月1日以降の任意の日に営業開始日を早めることも可能とする。

5. 役割分担

(1) 金沢市の役割

1) 実施主体

2) 金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務全体の総括

- 3) 金沢市が候補地として指定するサイクルポート用地の確保（使用承認・占有手続き含む）
- 4) 市民への周知、広報（金沢市ホームページ、フェイスブック等）

（2）事業者の役割

- 1) 運営主体
- 2) 施設及び器材（自転車、駐輪機器等）の整備、維持管理と事業終了後の原状回復
- 3) 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、利用者からの問い合わせ、苦情対応等）
- 4) 違法駐輪対策
- 5) 利用者への周知・広報
- 6) 各種データの収集、整理、分析と金沢市への提供、事業提案
- 7) 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査の実施
- 8) 事業報告

6. 事業規模

（1）サイクルポート（貸出・返却場所）の配置

- ・事業開始時は、上記の対象エリア内で、金沢市の指定する候補地 42 箇所（以下、「指定候補地」という。別紙「サイクルポート候補地」参照。）を含む 100 箇所程度に、事業者がサイクルポートを設置するものとする。ただし、この指定候補地は、設置を確約するものではなく、土地所有者や所管部署と詳細な調整が必要となる場合がある。なお、この指定候補地の使用に係る使用料等は発生しない。
- ・期間中、必要に応じ拡大実験等を実施した上で、事業者の提案で合計 120 箇所程度まで拡大するものとする。
- ・指定候補地について、機器類の設置範囲内にある構築物や植栽は、事業開始までに金沢市が撤去する。
- ・利便性と収益性の向上のため、事業者の責任をもって、指定候補地以外の民有地にサイクルポートを設置することとし、その設置及び撤去については、金沢市の事前の承諾を必要とする。

（2）自転車の台数

サイクルポート及びラック数と整合性のとれた適正な台数を確保する。ただし、開始時は 700 台程度以上とし、サイクルポートの拡大とあわせ 1,000 台程度まで拡大する。

7. 利用料金、付帯事業、収支

(1) 収入

利用料金及び付帯事業等の収入はすべて事業者の収入とする。

(2) 利用料金

以下の点に留意した料金設定とすること。

- ・料金体系については、利用者に分かりやすいものとする。
- ・利便性と採算性が両立する料金設定をすること。
- ・シェアサイクルの意義を鑑み、長時間の独占利用を抑制し、多くの人が利用できるような料金体系とすること。ただし、長時間の利用においても上限金額を設けること。
- ・市民利用の促進のため、定期利用料金を設定するなど、継続的な利用で割安になるような制度を設けること。なお、定期利用料金については、現在の「まちなり」の料金水準（月額1,650円）を維持すること。

(3) 利用料金の収受方法

クレジットカードによる決済をはじめとして、クレジットカードを所持しない人のための多様な決済方法（現金、キャリア決済、電子マネー等）を用意すること。

(4) 付帯事業

本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、金沢市と事前協議の上、承認を得ること。

(5) 金沢市からの委託料

業務期間内における金沢市からの委託料総額は、業務委託契約締結時に設定する。ただし、特別な事情により設定した委託金額を変更する必要がある場合は、金沢市と事業者が協議の上、決定する。

(6) デポジット料金

デポジット料金を徴収する場合は、事業期間の終了等を理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。

(7) 収支

利用料金並びに付帯事業収入及び金沢市からの委託料をもとに、独立した事業として採算が取れるよう運営すること。なお、採算が取れないことを理由とした委託料の増額は行わない。また、収入が支出を大幅に上回ることがあった場合、サービス還元につながる施策に取り組むこと。

8. 利用方法等

(1) 登録等

- ・市内在住者、通勤（学）者、来街者、外国人、高齢者等、属性を問わず、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- ・利用者登録は、スマートフォンやパソコン、有人窓口等、さまざまな方法や場所での登録を可能とすること。
- ・登録情報の入力は、必要最小限のものとする。こと。（例：年代、電話番号、居住地等）
- ・超過料金の徴収や盗難防止のため、連絡先の確認等、利用者特定のための必要な措置を講じること。
- ・金沢市及び事業者は利用者の登録情報や利用状況の確認ができるものとする。

(2) 貸出・返却

- ・利用者が、どのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・サイクルポート以外で自転車を返却できないシステムとすること。
- ・原則として駐輪機器数を超えて返却することはできないものとするが、満車時も利用者の利便性を損なわないような対策を講じること。
- ・利用者が各サイクルポートと自らの位置情報及び自転車の配置状況をインターネット上で随時把握できるシステムとすること。
- ・貸出は、短時間で完了するものとし、返却も同様に短時間で行えるものとする。
- ・利用方法は、利用者がわかりやすいものとなるよう工夫すること。なお、自転車及びサイクルポートには、利用方法や事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。
- ・利用者が、返却後に利用の履歴（利用時間及び支払額等）を確認できるシステムとすること。

(3) 多言語対応

英語の対応を必須とする。また、日本語話者や英語話者以外の利用者にも配慮すること。

9. 施設、器材（自転車、駐輪機器等）

（1）デザイン

自転車及び駐輪機器、案内看板等は、金沢の景観と調和したデザインとし、全て統一すること。なお、実際に設置する自転車及び駐輪機器、案内看板等の意匠は、金沢市における美しい景観のまちづくり条例等に基づく手続きが必要となる。

（2）自転車

- ・操作性、安全性、耐久性に優れたものとする。
- ・自転車は、電動アシスト機能付き自転車とし、現在の「まちなり」で使用している自転車の仕様に類する、タイヤサイズ 20 インチ程度の小径車を使用すること。また、長距離運転にも耐えうる十分な容量の電池を装着するとともに、自転車の位置情報が把握できる機能（GPS）等を搭載し、制動装置（ブレーキ）や警音機を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- ・フレームの色はグリーンを基調とすること。

現在の「まちなり」自転車の仕様

・タイヤサイズ	20×1.95 インチ
・シフト段数	3 段
・フレーム	低床型 (乗りやすくまたぎやすいもの)
・乗車可能最低身長	145 cm
・その他	オートライト機能付き 前カゴ付き

（3）駐輪機器等

- ・駐輪機器は、サイクルポート 1 カ所につき 10 台を基本として、当該設置箇所の面積や利用者の需要に応じて、5 台以上設置すること。ただし、一時的に設置するサイクルポートについては、金沢市及び施設管理者等と協議の上、駐輪機器を設置しないこともできる。
- ・サイクルポートは設置及び撤去が容易であること。
- ・サイクルポートの名称や利用方法を明示した案内看板等を設置すること。また、日本語と英語を必須として多様性に配慮した表記とすること。
- ・利用者や通行人の安全確保のための対策を講じること。
- ・夜間の視認性を確保すること。
- ・サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。

(4) 自転車及び駐輪機器等の維持管理

利用者の安全確保のため、技術力を持った整備士が定期的に整備を行い、必要に応じて自転車及び駐輪機器等の入れ替えを行うこと。その際の費用は、事業者が負担する。また、空気の補充やバッテリー交換等の日々の維持管理について、地域の協力を得ることを通じて、地域でシェアサイクルを支える機運の醸成に繋がる仕組みを取り入れること。

(5) その他

他業務で使用していた自転車を再利用することを可能とする。運営期間中、自転車及び駐輪機器等の仕様を変更する場合は、事前に金沢市の承認を得ること。

10. 運営方法等

(1) 運営体制

事業の運営に当たっては、全体責任者を選任し、事業者の責任において事故・トラブル対応を適切かつ迅速に行える体制を構築すること。また、利用者からの問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、事故等緊急時の対応のため常時連絡および対応が可能な体制とすること。なお、重大な事故・トラブルは金沢市に報告し、対応を協議すること。

(2) 運営時間

貸出・返却は原則 24 時間行えるものとする。ただし、ポート用地の施設管理者等との協議により、貸出・返却時間に制限を設ける必要があると判断される場合は、この限りでない。

(3) サービスの休止及び周知

気象警報発令時など自転車の安全な利用に支障を来すと判断する場合は、利用者や周囲への安全性を考慮し、一時的なサービス休止や自転車の撤去等を行うこと。また、金沢市が関与するイベント、その他公共工事や地域団体のイベント等により一時的にサイクルポートの利用を停止する必要が生じた場合は、事業者の負担をもって暫定的な撤去など適切に対応すること。

なお、サービス休止の際は、遠隔操作で即時に休止（利用登録や貸出ができない状態）できるようにするとともに、利用者に速やかに周知すること。

(4) 自転車の再配置

サイクルポートごとの自転車の台数に偏りが発生した場合には、配置台数を適正にするため自転車を随時再配置すること。なお、再配置は道路環境に応じた大きさの車両を使用し、交通法規を遵守するとともに、

安全かつ速やかに行えるよう適切な人員を配置すること。また、サイクルポートには1台以上自転車が配置され、かつ駐輪機器数以上に自転車が置かれないよう努めるとともに、本市が配置台数の是正を指示した場合、速やかに対応すること。

(5) バッテリーの管理

電動アシスト付き自転車のバッテリーについては、遠隔で使用状況を管理できるようにし、充電及び交換を適切に実施すること。また、充電はCO₂排出量ゼロの電気を用いること。

(6) 自転車利用時の注意喚起

利用者に対し、電動アシスト機能付き自転車の特性を踏まえた使用上の注意喚起を行うこと。また、自転車が安全に走りやすいルートを周知すること。

(7) 乗車用ヘルメットの貸出

利用者の要望に応じて、乗車用ヘルメットの貸出を行うこと。なお、乗車用ヘルメットの調達及び維持管理は事業者が行うこと。

また、ヘルメットの相互貸出・返却等、ヘルメット着用促進を含むルール順守・マナー向上に関する取組を実施すること。

(8) 保険の加入

利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）の補償のため、十分な傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること（TSマーク付帯保険のみは不可とする）。

(9) 交通法規等の遵守

利用者に対して、交通法規の遵守を徹底させる方策をとること。また、「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」に規定する事項の遵守及びルール・マナー等の啓発を行うこと。

(10) 防犯対策

自転車の防犯登録を行うこと。また、盗難対策を行うこと。

なお、防犯登録は石川県公安委員会が指定した事業者で行うこと。

(11) 放置駐輪対策等

サイクルポートに、本事業と関係のない自転車が停められないよう対策を取るとともに、停められていた場合には早急に対応すること。また、美しい景観を保つため、サイクルポート内の自転車の整序及びサイクルポート周辺の定期的な美化清掃を行うこと。

(12) 自転車の放置対応

本事業で使用する自転車が、サイクルポート以外で放置された場合には、速やかに回収すること。また、金沢市自転車等の駐車対策及び放置防

止に関する条例（平成6年条例第45号）第10条の規定により、事業に使用する自転車が移動・保管された場合の返還手数料は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任をもって対応すること。

(13) 事務所等の設置

事業の運営を円滑に行うため、再配置作業や緊急対応時等の拠点となる事務所等を市内に設置し、適切な人員を配置すること。

(14) サイクルポートの廃止

事業開始後に、サイクルポートの利用状況の悪化や用途変更、その他用地の管理者からの要望、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要がある場合には、金沢市と協議の上、対応すること。なお、その撤去等に要する費用はすべて事業者の負担とする。

(15) サイクルポートの新設

事業開始後、金沢市が公有財産等に新たなサイクルポートの設置を指示した場合は、事業者は速やかにサイクルポートを設置すること。なお、新設に係る費用は金沢市が負担するものとする。

また、事業者は事前に金沢市の承諾を得て、民有地にサイクルポートの新設を行うことも可能とし、その場合の新設に係る費用負担及び土地管理者との協議等はすべて事業者の責任を持って行うものとする。

(16) 災害時の対応

大地震等の災害の発生により、金沢市内の交通インフラが麻痺した場合には、本事業で使用する自転車を、災害対応業務等で使用できるよう、金沢市に協力するものとする。

(17) 利用促進への取組

事業者は、利便性向上のためチラシ、ポート案内地図、専用ホームページ等を準備するなど、サービスの普及、利用促進に向けた積極的な広報周知活動を実施すること。また、金沢市及び地域団体並びに市内企業と連携してイベント等を実施し、地域活性化に資するとともに、本事業の利用者が増加する仕組みづくりに取り組んでいくこと。

加えて、サポーター制度の取組や、有人窓口の設置と多機能化（観光拠点化）の実施等を通じ、幅広い世代の利用促進につながる仕組みを検討すること。

(18) 交通事業者や地域との連携

- ・交通ネットワークの利便性を高めるため、他の交通事業者と連携すること。
- ・石川中央都市圏へのエリア拡大等の必要が生じた場合は、柔軟に対応す

ること。

- ・北陸新幹線敦賀延伸後の沿線でシェアサイクルを導入している都市と連携すること。

(19) 利便性向上のための取組

API 連携や、GBFS データの公開、デジタル交通サービスのりまっし金沢との連携をはじめ、他の交通モードを組み合わせた利便性向上の取り組みを行うこと。また、他の公共交通との連携に資する場所に優先的にポート整備を行うこと。

(20) 市内事業者の活用

事業の運営に当たっては、市内に本店又は営業所等を有する事業者を優先的かつ積極的に活用すること。

(21) 利用データ等の収集・分析及び提供

事業者は、利用状況（登録者数、利用者数）、再配置状況、移動データ、収支状況その他金沢市と協議の上決定した事業運営に係るデータを収集、整理し、事業者において厳重に保管すること。なお、金沢市の求めに応じてデータを提供すること。

また、データ等を分析し、交通施策や誘客及び観光振興等に係る事業提案を金沢市に対して行うこと。

(22) 利用者アンケート

事業者は、定期的に（年2回程度）利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、終了後速やかに調査結果を金沢市に報告すること。また、その結果をもとに、金沢市に対し本事業の見直し等に係る提案をすることも可とする。なお、調査内容及び実施日等については、金沢市と協議の上、決定する。

(23) GPS等を活用した利用実態調査

事業者は、別途金沢市と協議の上決定した期間において、利用者の属性情報、利用情報、位置情報を精密に収集し、それぞれの情報を複合的に集計し、移動経路、滞留箇所、移動速度を図示したマップを作成するなどの分析を行うこと。また、傾向、課題、改善策等をまとめた報告書を速やかに金沢市に提出すること。

また、「複合的に集計」とは、以下のようなものを指し、詳細については別途金沢市と協議して決定する。

例) ・市内在住者かつ月額会員登録者の移動経路図

- ・年代別の一回会員登録者の滞留箇所図
- ・利用時間帯別の移動速度図 など

(24) 責任分担

資金調達、物価金利の変動、需要の変動等、事業の運営に係るリスクは、原則事業者の責任と負担をもって対応するものとする。ただし、金沢市に帰責事由があるもの又は暴風、豪雨、洪水、地震等の不可抗力によるものについては、この限りでない。

(25) 原状回復

事業実施期間終了後は、事業の運営のために設置した自転車及び駐輪機器等を事業者の負担で撤去し、原状回復を行うこと。ただし、撤去及び原状回復の必要がないと市が認める場合は、この限りでない。

(26) 結果報告

事業者は、本事業の実施結果に係る報告書を下表のとおり金沢市に提出すること。なお、報告内容に関する質問には、資料提供も含め誠実に対応すること。また、成果の提供に当たっては、関係法令等を遵守の上行い、個人を特定する情報まで提供する必要はない。

報告書	提出時期	内容
月例報告書	調査月の翌月 10 日まで	毎月の利用状況、再配置、苦情等の対応記録
年度報告書	各年度終了から 30 日以内	各年度の利用状況、再配置、収支、課題、問題点、事業提案等
業務完了報告書	業務終了から 30 日以内	事業期間全ての利用状況、再配置、収支、課題、問題点、事業提案等
アンケート調査結果報告書	調査日から 30 日以内	アンケート調査結果

(27) 委託料の支払

金沢市が別に定める期別（原則 1 か月、ただし、金沢市と事業者との協議により 1 か月を超える期別の設定をした場合はこの限りではない。）ごとに請求するものとし、金沢市は請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、上記月例報告書を提出し、確認を受けた範囲内に限る。

(28) その他重要事項

1) 個人情報

利用者の個人情報は、法令等に基づき適正に管理すること。

2) 再委託等

事業者は本事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業の協力事業者としてあらかじめ本市の承認を得た場合は、本事業の一部を第三者に委託し、請け負わせることができる。

3) 善管注意義務

事業者は善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施すること。

4) 運用マニュアルの作成

事業者は、「金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という。)を、営業期間の開始までに作成し、金沢市及び事業者がそれぞれ1冊ずつ保有するものとする。また、運用マニュアルのデータを金沢市に提供すること。運用マニュアルの内訳は、別表に示すものとする。

なお、運用マニュアルの内容に変更が生じる場合は、速やかに該当箇所の差し替えを行うこと。

5) その他

仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、金沢市と事業者で協議の上決定すること。

(別紙) サイクルポート候補地

	候補地	現行の ポート名	区分	設置 台数※
①	J R 金沢駅高架下通路	金沢駅	道路	94
②	市営本町 2 丁目自転車駐車場	金沢駅東	駐輪場	20
③	市営十間町自転車駐車場	近江町市場	駐輪場	22
④	金沢蓄音器館	金沢蓄音器館	市施設	10
⑤	東山交差点	東山 B ・ 旧馬場小学校前	道路	10
⑥	東山河畔観光駐車場	東山 A ・ 秋聲のみち	市施設	23
⑦	徳田秋聲記念館	徳田秋聲記念館	市施設	5
⑧	長土塀青少年交流センター	長土塀青少年交流センター	市施設	11
⑨	文化ホール	文化ホール	市施設	11
⑩	尾山神社前	尾山神社前	緑地	11
⑪	兼六園	兼六園	公園	16
⑫	中央公民館長町館	長町	市施設	17
⑬	せせらぎ通り	香林坊せせらぎ	道路	11
⑭	いしかわ四高記念公園前	いしかわ四高記念公園前	道路	11
⑮	しいのき迎賓館	しいのき迎賓館 ・ 玉泉院丸庭園	県施設	20
⑯	金沢 21 世紀美術館	金沢 21 世紀美術館	市施設	25
⑰	本多の森公園	本多の森公園 ・ 国立工芸館	県施設	10
⑱	豎町広場	豎町広場	公園	10
⑲	ローソン金沢本多町三丁目店	ローソン金沢本多町三丁目店	民有地	11
⑳	石引広見	石引広見 ・ 大学病院前	道路	10
㉑	室生犀星記念館	室生犀星記念館	市施設	5
㉒	にし茶屋観光駐車場緑地	にし茶屋街	公園	12
㉓	谷口吉郎 ・ 吉生記念金沢建築館	金沢建築館	市施設	10
㉔	寺町 5 丁目緑地	寺町 5 丁目緑地	公園	10
㉕	北陸鉄道野町駅	野町駅	民有地	8
㉖	金沢未来のまち創造館	金沢未来のまち創造館	市施設	10
㉗	石川県庁	石川県庁	県施設	10
㉘	石川県立図書館	石川県立図書館	県施設	10
㉙	本多の森公園	石川県立能楽堂	県施設	10
㉚	石川県立武道館	石川県立武道館	県施設	5
㉛	いしかわ総合スポーツセンター	いしかわ総合スポーツセンター	県施設	10
㉜	松ヶ枝緑地	松ヶ枝緑地	公園	10
㉝	兼六駐車場	兼六駐車場	県施設	25
㉞	桜橋右岸下流緑地	新豎町 ・ 桜橋	市有地	8

③⑤	寺町3丁目緑地	寺町3丁目緑地	公園	7
③⑥	金沢市役所	金沢市役所	市有地	13
③⑦	I R 東金沢駅	東金沢駅	道路	10
③⑧	I R 西金沢駅	西金沢駅(A11-B9)	公園・ 駐輪場	20
③⑨	金沢市民芸術村	金沢市民芸術村	市有地	12
④⑩	駅西広場	金沢駅西	広場	16
④⑪	金沢港クルーズターミナル	金沢港クルーズターミナル	県施設	10
④⑫	市営金石バス停前駐輪場	金石バスターミナル前	駐輪場	-
計				589

ただし、この候補地は、設置を確約するものではない。

※設置台数は概算であり、駐輪機器の仕様等を踏まえ、市及び管理者と協議の上決定する。

別表

項目	内容	様式
サイクルポート総括表	サイクルポートの名称、施設名、駐輪機器数、標準自転車配置数、稼働時間等	様式1
サイクルポート台帳	すべてのサイクルポートについて、所在地、位置図、平面図、外観写真等	様式2
専用アプリ構成概要	本事業に使用するアプリの構成、表示画面及び画面の遷移等の概要	任意
WEBサイト構成概要	本事業に使用するWEBサイトの構成、表示画面及び画面の遷移等の概要	任意
自転車仕様書	本事業に使用する自転車の規格、性能等	様式3
駐輪機器等仕様書	本事業に使用する駐輪機器、ビーコン、看板の規格、性能、図面等	様式4
運営体制総括表	全体責任者、運営組織体系図等	様式5
協力事業者一覧表	協力事業者の役割、責任者等	様式6
運用休止基準	気象警報発令時等、運用を一時的に休止する際の基準	任意
応対マニュアル	窓口応対、電話応対、事故等緊急時対応のマニュアル	任意
保険等概要書	加入する損害保険、賠償責任等の概要、補償額等	任意
付帯事業概要書	付帯事業の概要	様式7

(様式2) サイクルポート台帳

作成日 年 月 日

番号	名称	所在地
備考		
<位置図>	<外観写真>	
<p><平面図> 平面図の作成が困難な場合、敷地内のポート設置範囲を図示したもの</p>		

平面図には占有面積を記入すること。

(様式3) 自転車仕様書

作成日 年 月 日

商品名		タイヤサイズ	(前) インチ	(後) インチ	
メーカー		自転車マーク			
バッテリー1充電あたり走行距離	km	耐用年数	年	重量	kg
その他特長					

自転車の右側面、左側面、車載端末機の写真を以下に貼付

(様式4) 駐輪機器等仕様書

作成日 年 月 日

項目	駐輪機器	ビーコン	看板
1 基あたり重量			
主たる部分の色			
耐用年数			

駐輪機器等の断面図、立面図、平面図を以下に貼付

(様式5) 運営体制総括表

作成日 年 月 日

運営拠点		所在地			
総括責任者		電話		FAX	
<組織体系 (役割・人員数まで記入) >					

(様式6) 協力事業者一覧表

作成日 年 月 日

①	商号又は名称			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		F A X 番号	
	本事業中の役割			

②	商号又は名称			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		F A X 番号	
	本事業中の役割			

③	商号又は名称			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		F A X 番号	
	本事業中の役割			

④	商号又は名称			
	所在地			
	代表者名			
	担当部署			
	電話番号		F A X 番号	
	本事業中の役割			

(様式7) 付帯事業概要書

作成日 年 月 日

事業名	
実施期間	
事業の目的、エリア、スキーム、利用料金等	

パンフレット等を作成する場合は1部添付すること。